

認知症対応型デイサービスこうじゅ
(指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護事業所)
運営規程

【事業の目的】

第1条 社会福祉法人函館鴻寿会が開設する認知症対応型デイサービスこうじゅ（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）にある高齢者に対し、適切な指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護を提供することを目的とする。

【運営の方針】

第2条 事業所の従業者等は、利用者が要介護状態等となった場合においても可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう従業者共同で計画を作成し、必要な活動や機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業者との綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

【事業所の名称等】

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 認知症対応型デイサービスこうじゅ
- (2) 所在地 函館市亀田町7番1号

【職員の職種、員数及び職務内容】

(指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護を兼務)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 職種及び員数

管理者	1名
生活相談員	営業日ごとにサービス提供時間を通じて1名以上
機能訓練指導員	営業日ごとに1名以上
介護職員	営業日ごとにサービス提供時間を通じて1名以上

(2) 職務内容

- ①管理者は、指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の業務全般を把握し適切にサービスが提供できるように管理・運営を行う。
- ②生活相談員は、利用者及び家族、居宅介護支援事業所などと適宜、適切に連絡、調整するなどの相談業務を行う。
- ③機能訓練指導員は、居宅サービス計画などに基づき適宜評価を行い、それを元に介護予防認知症対応型通所介護計画書及び認知症対応型通所介護計画書を作成・変更し、訓練の指導を行う。
- ④介護職員は、居宅サービス計画などに基づき指定認知症対応型通所介護計画書及び指定介護予防認知症対応型通所介護計画書を共同で作成しそれに基づき、日常生活の向上をめざした、介護及び送迎を行う。

【営業日及び営業時間】

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時30分から午後5時00分までとする。

【利用定員】

第6条 利用定員は、12人とする。（介護予防認知症対応型通所介護事業所定員を含む）

【サービスの内容】

第7条 事業所が提供するサービスの内容は、従業者共同により作成された認知症対応型通所介護計画（介護予防認知症対応型通所介護計画）に基づき、機能訓練の他、レクリエーション、入浴、食事、送迎等のサービスを提供し、運動障害や認知症等の精神障害を有する利用者の心身機能の回復・維持をはかり、日常生活の自立に寄与することを目的とする。

【サービス利用に当たっての留意事項】

第8条 利用者は、指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受ける際には、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 健康状態に異常がある場合には、その旨を申し出ること。
- (2) 機能訓練室、機能訓練器具等を利用する場合は、事故防止のため、従業者の指示のもとに行うこと。
- (3) 食事、入浴等についても、前項と同様の扱いとする。
- (4) 居室内、館内、敷地内の飲酒および喫煙は禁止とする。
- (5) 利用者の営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は、禁止する。
- (6) ペットの持込みは、禁止する。
- (7) 他の利用者への迷惑行為は、禁止する。

【利用料等】

第9条 指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 食事を提供した場合の食費は、1食につき300円とする。
- (2) 通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収しない。
- (3) 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- (4) 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

【通常の事業の実施地域】

第10条 通常の事業の実施地域は、函館市（旧戸井町・旧恵山町・旧楳法華村・旧南茅部町を除く）とする。

【虐待防止に関する事項】

第11条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを函館市に通報するものとする。

【緊急時における対応方法】

第12条 指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うと

ともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 前項について、しかるべき処置をした場合は速やかに主治医に報告しなければならない。

【非常災害対策】

第13条 事業所は、防火管理責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、災害防止と利用者の安全を期するために、次の事項に配慮する。

- (1) スプリンクラー、消火器、非常口、警報機等の防災に関する設備を常に完備しておくこと。
- (2) 屋内配線、ボイラー室等出火の原因となりやすい箇所及びその周辺の点検を随時行うこと。
- (3) 非常事態に対処するため消防機関と連絡し、避難救出及び消火に対する訓練を定期的に行うこと。

【その他運営に関する留意事項】

第14条 事業所は、事業に従事する職員の資質向上を図るため研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人函館鴻寿会と事業所との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、令和3年7月1日より施行する。

付 則

この規程は、令和6年4月1日より施行する。

付 則

この規程は、令和7年4月1日より施行する。